

件名

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十五条第二項第二号、第十二号及び第三十号の規定に基づき、組合等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部を改正する件

○金融
農林水産省 庁告示第 号

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大農令第一号）第三十五条第二項第十二号及び第三十号の規定に基づき、平成十年大農令第三十号（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十五条第二項第二号、第十二号及び第三十号の規定に基づき、組合等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件）の一部を次のように改正し、同法の施行の日（平成二十四年四月一日）から適用する。

平成二十四年 月 日

金融庁長官 畑中龍太郎

農林水産大臣 鹿野 道彦

○ 平成十年^{金融監督庁}大蔵省告示第十四号（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十五条第二項第二号、第十二号及び第三十号の規定に基づき、組合等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件）

改正案	現行
（リース業務の範囲等） 第二条 命令第三十五条第二項第十二号の農林水産大臣及び金融庁長官の定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（次項及び次条第六号において「リース業務」という。）及び次条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める法第十条第二十三項第一号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。 2 前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としてしている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この項において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る命令第三十五条第二項第十二号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。 一 各事業年度において、リース会社集団のリース業務及び次条第	（リース業務の範囲等） 第二条 命令第三十五条第二項第十二号の農林水産大臣及び金融庁長官の定める基準は、各事業年度において、同号に規定するリース物品等を使用させる業務（次項及び次条第六号において「リース業務」という。）及び次条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める命令第三十五条第二項第十二号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。 2 前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社（法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）としてしている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この条において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る命令第三十五条第二項第十二号に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件のすべてを満たすこととする。 一 各事業年度において、リース会社集団のリース業務及び次条第

六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の法第十条第二十三項第一号に掲げる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。 二 (略) (信用事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務) 第三条 命令第三十五条第二項第三十号の農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。 一 五 (略) 六 リース業務に係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件(中古のものに限る。)の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務(リース業務を営む場合に限る。) 七 (略)	六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の命令第三十五条第二項第十二号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。 二 (略) (信用事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務) 第三条 命令第三十五条第二項第三十号の農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。 一 五 (略) 六 リース業務に係る機械類その他の物品若しくは物件と同種の機械類その他の物品若しくは物件(中古のものに限る。)の売買又は当該機械類その他の物品若しくは物件の保守、点検その他の管理を行う業務(リース業務を営む場合に限る。) 七 (略)
---	--